

改正漁業法の制度運用について

令和5年3月
水産庁

改正漁業法における漁業権の免許実績について

- 平成30年漁業法改正を受けて、5年に一度の漁業権切替え時期によらずとも、新たな漁業権(定置漁業権、区画漁業権)を免許する手続が行われるよう考え方を見直し。
- 具体的な手続等について、令和3年9月に「新たな漁業権を免許する際の手順及びスケジュールについて」を作成・発出。
- これまでに、新規の漁業権免許が67件行われている。
(うち定置9件、区画58件。免許希望から免許を受けるまでに要した期間は6か月～12か月。このほかにも都道府県が要望を受け付け検討・手続中。)

新規の漁業権免許の実績

	定置漁業権	区画漁業権 (個別)	区画漁業権 (団体)
新規の漁業権免許	9	9	49
うち漁場が新設され 免許された数	0	2	26
うち再設定され別の 者に免許された数	5	7	0
うち上記以外	4	0	23

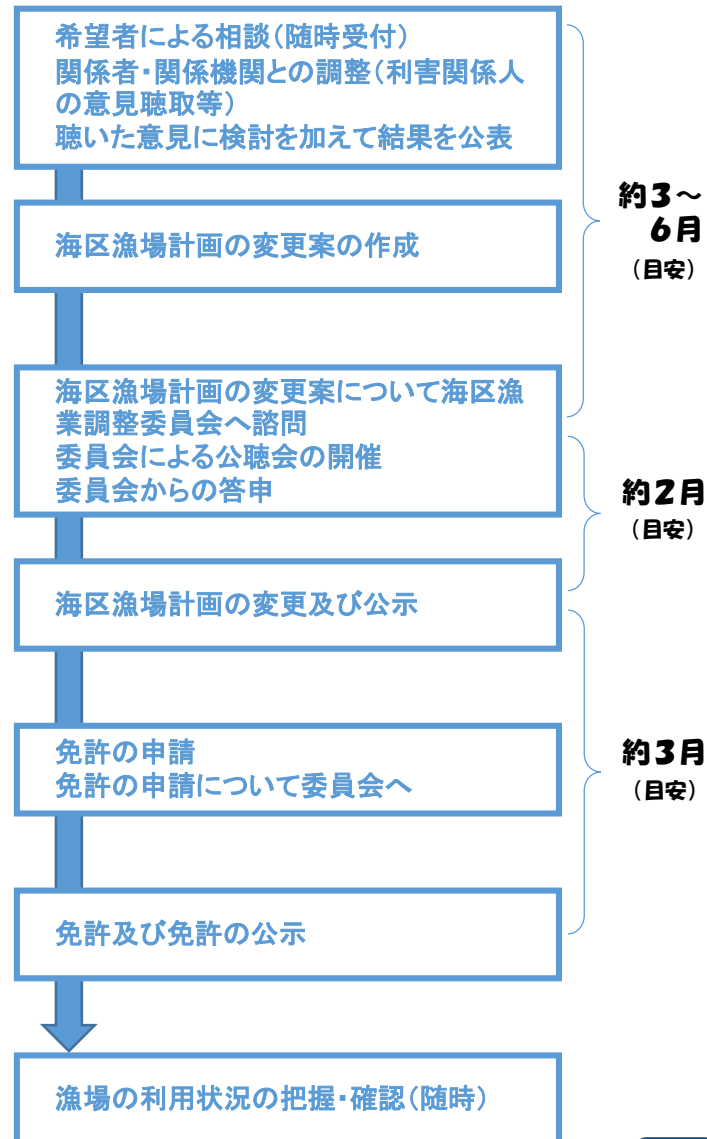
※改正漁業法施行(令和2年12月1日)から令和4年9月30日までの件数)

(参考)免許希望から免許を受けるまでに要した期間

	定置漁業権	区画漁業権
要した期間	6か月	6か月～12月

※手順・スケジュール通知発出後に希望～免許された事例を調査。

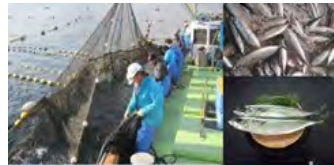
新たな区画漁業権を免許する際の手順・スケジュール



新たな定置漁業権の取組について

- 定置網(定置漁業権)は、漁具を恒常的に設置し、他の漁業による漁場の利用を困難にすることや、来遊してくる魚を待ち受けて捕る漁法であることから、過密に設置することは出来ず、実態上、定置漁業権を増やして設定することは少ない。
- 他方で、定置網で漁獲される魚種は多種多様であり、地域における雇用も創出していることから、地域経済に大きく貢献。このため、既存漁業者の事業継続が難しくなった場合などにおける新規参入等が行われている。

高知県での空き漁場活用



定置網漁業を始めてみませんか

高知県は、定置網漁業経営への参入に意欲のある事業者様を全力でサポートします。



各種お問い合わせはこちらから漁協がPAの窓口の役割になっています。
高知県水産部資源部漁業管理課

高知県の定置網漁業
 高知県は、定置網漁業を恒常的に設置し、他の漁業による漁場の利用を困難にすることや、来遊してくる魚を待ち受けて捕る漁法であることから、過密に設置することは出来ず、実態上、定置漁業権を増やして設定することは少ない。

新規参入事業者の募集
 高知県は、定置網漁業を恒常的に設置し、他の漁業による漁場の利用を困難にすることや、来遊してくる魚を待ち受けて捕る漁法であることから、過密に設置することは出来ず、実態上、定置漁業権を増やして設定することは少ない。

参入条件
 1. 高知県内に住所を有する者
 2. 定置網漁業の経験がある者
 3. 漁業従事者として就業している者

参入方法
 1. 高知県漁業振興センターに申し込み
 2. 漁業従事者として就業している者
 3. 漁業従事者として就業している者

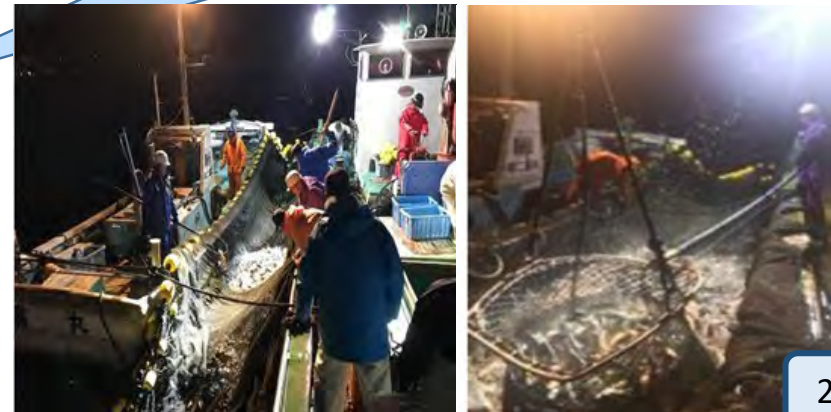
お問い合わせ
 高知県水産部資源部漁業管理課
 TEL: 087-821-2111
 FAX: 087-821-2112
 E-MAIL: takachiwa@pref.akita.jp

出典: 高知県HP

静岡県での株式会社参入

- ・漁協自営の定置漁業が休業したことから、新たに株式会社が参入して定置網を実施。
- ・株式会社になったことで、意思決定の迅速化等が図られている。

- ・過去に廃業した定置漁業の漁場について、高知県が参入事業者を募集し、新規漁業権が免許された。
- ・このほかにも定置網の新規参入が行われている。



新たな区画漁業権の取組について

- 本州太平洋側では、サケの不漁など近年の海洋環境の変化に対応するため、漁場を有効に活用して、産官学が連携するなど新たな養殖に取り組む動きが活発化。
- 養殖規模の拡大や、漁船漁業の不振などに対応して養殖との兼業に取り組むための新規免許事例も出てきている。

熊本県での新規養殖



出典：熊本県HP

- ・ひとえぐさの販売拡大のため養殖漁場を新設。
【ひとえぐさひび建養殖業】
- ・漁船漁業者が兼業としてかき養殖に取り組む。
【かき垂下式養殖業】

大分県での漁船漁業との兼業



出典：大分県HP

- ・漁船漁業者が兼業としてひじき養殖に取り組む。
【ひじき養殖業】

岩手県でのサーモン養殖

- ・サケの不漁等に対応し、複数の地区(久慈、宮古、大槌、釜石)で、新たにトラウトサーモン、ギンザケ、サクラマスの養殖に取り組む。
- ・他地域との差別化のためブランド化等の取組も進めている

【さけ・ます小割式養殖業】



ギンザケの水揚げ
(久慈市魚市場)



出典：岩手県HP

高知県の取組「定置網漁業を始めてみませんか」

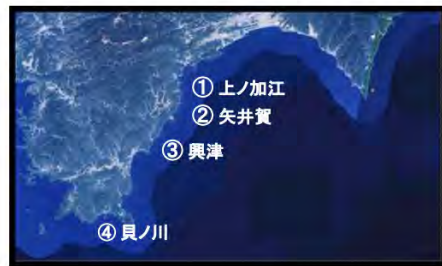
- 高知県では、既存漁業者が廃業し空き漁場となった定置網の漁場について参入事業者を募集。
- 募集にあたっては、【1】漁場の位置を示し、【2】漁場の調査を行い、【3】事業の参入に当たっての支援制度も紹介することにより、事業者の円滑な検討と参入を助けるとともに、【4】地元地区との合意形成が欠かせないこと、サポート体制があることを明示することにより、地域の意向と参入事業者の意向に齟齬が生じないように配慮。
- その結果、募集をした4漁場のうち、「興津」「貝ノ川」の2漁場について、民間企業からの新規事業者が定置網に参入することとなった。

【1】◆未利用漁場の有効活用

高知県では、かつて定置網が操業されていた4つの未利用漁場を有効に活用するため、事業の参入にご興味のある事業者を募集しています。

【対象漁場】

- ① 高知県高岡郡中土佐町上ノ加江
- ② 高知県高岡郡中土佐町矢井賀
- ③ 高知県高岡郡四万十町興津
- ④ 高知県土佐清水市貝ノ川



【2】◆漁場調査を実施

上の加江・矢井賀・興津の3漁場については、未利用期間が長期であるため、漁場調査を行いました。

【調査項目】

海底調査(SIMRAD魚探調査)、潮流調査、海底調査(ROV調査)、網規模・形状設計、操業計画

【結果】

- ・3漁場とも、漁具の残置や顕著な海底地形の変化などは見られず、操業は可能な状態でした。
- ・3漁場に最適と思われる定置網の設置方法や、網の規模・構造が明らかになりました。
- ・操業開始に必要な初期投資額や、当面の収支計画を試算しました。

【3】◆支援制度

事業の参入に当たっては国、県の各種支援制度が活用できます

○漁船リース事業

(一社)高知県漁業就業支援センターがリースするために必要となる漁船(総トン数10トン未満)及び付随設備の取得及び整備に要する経費の一部を補助します。

【補助率】

国：1/2以内、県：1/10以内(新規漁業事業者の場合)

【補助上限額】

県の補助金の上限は250万円以内です。

○大型定置網・中型巻き網漁業承継等支援事業費補助金

・漁網や漁船、資材・機材、定置網の設置費用について支援します。

【補助率】

県：1/3以内

【補助上限額】

県の補助金の上限は3,000万円以内です。

○その他、研修制度や融資制度等の支援制度があります。

【4】

※定置網漁業の操業開始に当たっては、地元地区との合意形成が欠かせません。
ご希望に応じて随時、地元の方々との話し合いの場を設ける等のサポートをさせていただきます。
※漁場によっては、既に地元地区との参入についての協議が行われている場合がありますので、詳しい状況については個別にお問い合わせください。



出典：高知県HP

海面利用制度等に関するガイドラインについて

- 改正漁業法における漁業権事務の円滑な運用に資するよう、国の考え方や留意点等について分かりやすくまとめた「海面利用制度等に関するガイドライン」を令和2年6月に都道府県に通知。
- ガイドラインにおいて、漁業権に係る漁場が適切かつ有効に活用されるよう、その考え方と判断基準を整理。

- ・ 「適切かつ有効」に活用とは

漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況

- ・ 「適切かつ有効」に活用されているか否か

単に生産金額や生産数量、組合員行使権者数のみをもって判断せず、漁業関係法令を遵守しているか、漁具の使用・設置状況が適切であるか等の事情を総合的に考慮することが適当

ガイドラインには、「適切かつ有効」の判断に活用する**チェックシート**を別添として添付。都道府県はこれにより運用する。

※ チェックシートの使用にあたっては、『「海面利用制度等に関するガイドライン」のチェックシートの判断の根拠となる指標及び証票類等について』（令和2年11月に都道府県に通知）をあわせて活用

適切かつ有効の判断に資するチェックシートについて

チェックシートの構成

法第63条第1項第2号に規定する適切かつ有効の判断に関する
チェックシート

漁業権番号〇〇 漁業権者××
年 月 日 部署及び担当者氏名△△

チェック項目 (※右参照)	合理的理由 の有無	該当する場合 に「✓」	判断の根拠
1 資源管理の状況等の報告			
(1) ……	/		
(2) ……			
2 適切な判断基準			
(1) ……	/		
……			
(12) その他			
3 有効の判断基準			
(1) ……			
……			
(5) その他			
4 評価			
	問題なし／問題あり		
判断理由			
(注) ……			

※ チェックの際の調査等は、漁業権者の過度な負担とならないように留意

(各チェック項目)

1 資源管理の状況等の報告

- (1) 漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている
- (2) 前回の資源管理の状況等の報告以降の期間の資源管理の状況等について把握している

2 適切な判断基準

- (1) 漁業関係法令を遵守している
- (2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している
- (3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である
- (4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる
- (5) 資源管理を適切に実施している
- (6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている（区画漁業権の場合）
- (7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない
- (8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない
- (9) 過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない
- (10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない
- (11) 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている
- (12) その他

3 有効の判断基準

- (1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している
- (2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる（区画漁業権の場合）
- (3) 漁場の全てを利用している
- (4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている
- (5) その他

漁業法に基づく指導及び勧告について

- 都道府県は、チェックシートにより漁場の利用状況の把握・確認に努めており、これまでに、漁業法に基づき、116件の指導が行われている。 (改正漁業法施行後から令和4年9月30日まで)

● 都道府県知事は、漁業権者が次の(1)又は(2)に該当すると認めるときは、当該漁業権者に対して必要な措置を講ずべきことを**指導**し、その指導に従っていないと認めるときは、当該指導に係る措置を講ずべき旨を**勧告**する。

(1) **漁場を適切に利用しないことにより、他者の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしている**

- ① 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げているとき
- ② 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用しているとき
- ③ 過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させているとき
- ④ 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させているとき 等

(2) **合理的な理由(※)がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない**

- ① 区画漁業権の利用度が著しく低く実際にはより小さい区域で同程度の生産を確保できるとき
- ② 当該区画での養殖期間を十分に利用していない場合 等

※資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っているとき、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できないとき、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できないとき等

指導内容の例

- ・ 予め漁具を備え、漁業権に基づき漁具を定置して操業を行うこと。
- ・ 操業実態がない理由及び今後の漁場利用の計画について、地区の漁業運営会議等で検討のうえ報告すること。
- ・ 漁場の適切かつ有効な活用を図るため、今後の漁場の利用方法などについて速やかに検討し、その結果を報告すること。

漁場の活用状況（海しる）について

- 漁業権の免許の状況（漁場の位置、漁業（養殖業）の種類、操業（養殖）時期、免許有効期間等）は、「海洋状況表示システム（海しる）＊」において、視覚的に把握できる環境を整備している。
- 更に、令和3年3月からは、過去の漁業権情報も表示可能とし、過去に免許実績のある漁場が識別できるようにすることで、今後の漁場の利用について検討しやすいようにしている。

＊海上安全、自然災害対策、海洋環境保全、海洋産業振興といった様々な分野での利活用を目的として、内閣府の総合調整のもと、関係省庁及び政府関係機関が保有する様々な海洋情報を集約し、地図上で重ね合わせて表示できるよう構築した情報サービス



出典：海洋状況表示システム（海しる）より作成。

漁業協同組合制度と漁業権制度について

- 漁業協同組合は、水産業協同組合法に基づき、個人(組合地区に住所を有する漁民)、法人(組合地区に住所又は事業場を有する者)が加入資格を有している。この組合地区の範囲は、各漁業協同組合が定款で定める。
- 団体漁業権は、地域漁民の大多数が所属する漁業協同組合に免許される。団体漁業権の免許を受けた漁業協同組合は、所属する組合員が営む漁業を管理するため、漁業法及び水産業協同組合法に基づき、漁業権ごとに、漁業権行使規則を定める。

漁業協同組合制度

加入要件

<正組合員の加入資格>

- ①個人: 組合地区に住所を有し、かつ、90~120日の間で定款で定める日数を超える漁業を営む又は従事する漁民
- ②法人: 組合地区に住所又は事業場を有する以下の法人
 - ・漁業生産組合
 - ・漁業を営む法人

<准組合員の加入資格>

- ①個人: 正組合員資格を有しない漁民等
- ②法人: 正組合員資格を有しない組合地区に住所又は事業場を有する漁業を営む法人等

漁業権行使規則

団体漁業権管理のため制定

- 漁業権行使規則には、
- ① 組合員行使権を有する者の資格
 - ② 区域、期間、漁法等の遵守事項等を定める。

漁業権制度

個別漁業権

基本的に誰でも免許可能

法令遵守や暴力団に関する要件あり。

団体漁業権の仕組み

団体漁業権

漁業協同組合に免許

関係地区内に住所を有する漁民の2/3以上が所属する漁業協同組合が適格性を有する。

漁業権を行使する際の地区について

- 漁業権行使規則で定める「組合員行使権を有する者の資格」を有する者が漁業権の漁業を営むことができ、この資格として、住所を要件の一つとしている場合が多いが、この要件については、組合員の居住実態や社会情勢の変化に応じ、組合の意思決定により見直すことは可能となっている。
- 例えば、東日本大震災や原発事故の影響により漁業者が一時的に他地域に避難している場合には、当該資格における住所要件について整理が必要であるところ、水産庁長官通知に基づき、各地域における震災後から現在に至るまでの状況の変化を踏まえ、従来とは異なる要件を定めて漁業を行っている。

組合員行使権を有する者の資格

第2条 区第1号の内容である次の表の左欄に掲げる漁業について、組合員行使権を有する者の資格は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

漁業の名称	資格
ぶり 小割り式 養殖業	A地区又はB地区内に住所を有する組合員であること。

漁業者が一時的に他地域に避難している場合には、

例えば、

組合員行使権を有する者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日の漁業権の免許の切替時点において〇〇地区に住所を有していた者であること。

など要件を工夫して対応することも可能。

港湾区域における漁業権について

- 水面を漁業に利用する場合には、港湾法など他の諸法令によってもそれぞれの法の目的によって重複的に規制を受けることになる。
- 港湾区域等に漁業権を免許しようとする際には、都道府県が、漁場計画の案を作成して港湾管理者等に示し、港湾の利用や船舶交通上の支障について協議することとなっている。
- これまでも、個々の実情に応じて漁場区域等の協議・調整が図られた結果、港湾区域においても漁業権の免許は行われている。



(参考資料) 漁業権制度について

- 漁業権制度とは、都道府県知事の免許を受けて、一定の水面において排他的に特定の漁業を営む権利を取得する制度。
- 漁業権は、漁「場」ではなく、漁「業」を排他的に営む権利であり、免許を受けた漁業を営むことを妨げるもの(漁業権侵害)に対する排除・予防が可能だが、漁業権侵害でない限り、同じ漁場内で他の活動を行うことは可能。
- 漁業権は、①共同漁業権(採貝採藻など)、②区画漁業権(真珠養殖、藻類養殖や魚類小割式養殖など)及び③定置漁業権(大型定置など)の3種類に大別。

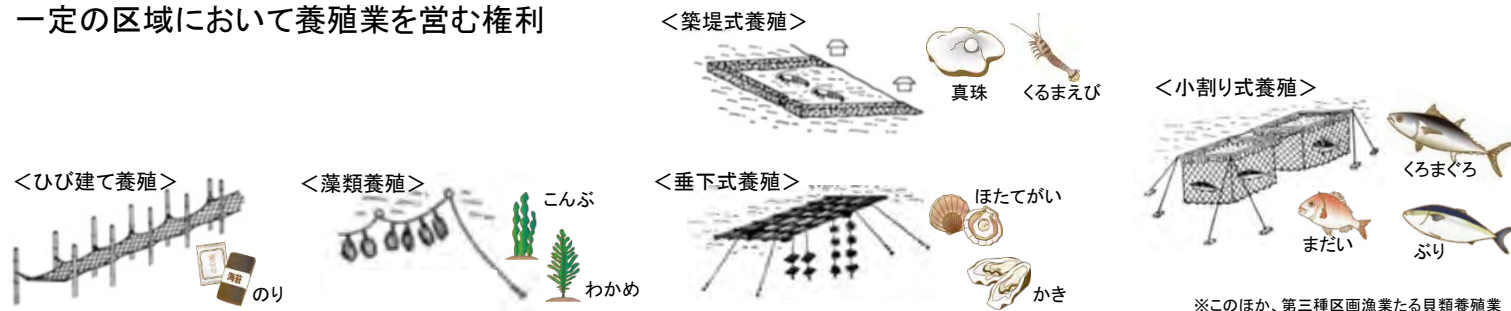
■ 共同漁業権(存続期間:10年)

- ・ 採貝採藻など、漁場を地元漁民が共同で利用して漁業を営む権利



■ 区画漁業権(存続期間:5年又は10年)

- ・ 一定の区域において養殖業を営む権利



■ 定置漁業権(存続期間:5年)

- ・ 大型定置(身網の設置水深が原則27m以上の定置)等を営む権利
- ※ 小型定置は、共同漁業権等に位置付け。

